

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、1923年創業以来、店祖遺訓「正しきを履んで怖れず真剣たれ」を常に企業活動の信条・従業員の行動指針と掲げ、顧客・株主・取引先・従業員そして社会公共に対する使命を果たすことを使命としてまいりました。

北陸の地に根ざす百貨店として、地域の皆様に信頼いただく事こそが企業活動の根幹と認識しており、コーポレート・ガバナンスの体制整備はその信頼を永続的にいただくために必要不可欠なものであり、社会規範とお客様のご満足を最優先した体制整備と開示に努めてまいりたいと存じます。

現在、当社は監査等委員会設置会社の経営執行体制を採っておりますが、これは議決権のある監査等委員である取締役をおき、取締役会の監督機能を強化することにより、一層のコーポレート・ガバナンスの充実に図ることが、株主利益に通ずるものと考えます。

当社はじめ当社企業グループは、今後とも地域に貢献できる企業として法令順守をはじめとする企業倫理に根ざした経営を推進し、時々々の状況に即したコーポレート・ガバナンスの体制整備を続けてまいります。

なお、当社はコーポレートガバナンスの基本的な枠組みを取締役会決議に基づき「大和コーポレート・ガバナンスガイドライン」を定めておりますので、当社ホームページ(<https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir>)をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

1. 【補充原則1 - 2 - 4】

当社は株主構成等(外国人株式保有比率約1%未満)を勘案し、コストと効果を検討した結果、株主総会招集通知の英訳をしない方針であります。今後、当該比率の推移等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。また、本年より議決権の電子行使の採用をいたしております。

2. 【補充原則3 - 1 - 2】

当社の外国人株式保有比率は現在相対的に低い状況にあります。コストと効果を検討した結果、当該比率の推移等を踏まえ、決算関連資料等の英訳はいたしません。尚、当該比率の推移等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

3. 【補充原則4 - 1 - 1】

当社は会社法および取締役会規則に定められた事項ならびにその他重要な事項につきましては、取締役会で議論・審議することが決定のプロセス上重要と考えており、各取締役への委任またはその範囲については現在定めておりません。なお、当社は2016年5月開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行しており、会社法に基づき取締役会決議により重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任できる旨の定款変更を実施しております。今後、各取締役への委任の実施およびその範囲については、機動性、コーポレート・ガバナンス等を総合的に考慮の上、検討してまいります。

4. 【補充原則4 - 2 - 1】

当社は、現在、中長期の業績と連動した報酬や自社株型報酬を導入しておりませんが、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、引き続き検討してまいります。

5. 【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、任意の諮問委員会を設置しておりませんが、独立社外取締役の意見を参考にしながら、取締役の報酬・指名等について合理的かつ客観的に透明性ある手続きに努めております。(大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第23条)任意の諮問委員会の設置につきましては、外部の意見も参考にしながら、当社の事情も勘案し引き続き検討してまいります。

6. 【原則4 - 11】

当社の取締役会の構成につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第23条から第25条に基づき、決定いたしております。現在、当社には女性取締役・外国人取締役等につきまして選任しておりませんが、女性管理職の育成や国際的な視点を有する人材の登用・育成も実施しており、必要に応じ、取締役にもこれらの人事の登用を検討してまいります。

7. 【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、2016年5月に監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の実効性の強化を高めるよう努めております。取締役会の実効性についての各取締役の分析・評価につきましては、今後実施およびその方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

1. 【原則1 - 4】

政策保有株式に関する方針につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第7条をご参照下さい。

2. 【原則1 - 7】

関連当事者取引に関する方針につきましては、大和コーポレートガバナンスガイドライン第10条をご参照下さい。

3. 【原則2-6】

当社は現在、企業年金・確定拠出年金にかかる制度を導入いたしていません。

4. 【原則3 - 1】

情報開示の原則に関する方針は下記のとおりです。

(1) 経営理念・経営計画・経営戦略

当社の経営理念・経営計画・経営戦略につきましては、当社ホームページ(下記URL)をご参照ください。

経営理念: <https://www.daiwa-dp.co.jp/company/info/vision/>

経営計画・経営戦略: <https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir/plan>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第2条をご参照ください。

(3)取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第23条第4項をご参照ください。

(4)取締役および経営幹部の選任にあたっての方針と手続

取締役および経営幹部の選解任にあたっての方針と手続きにつきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第23条第1項から第3項をご参照ください。

(5)取締役の個々の選任・指名についての説明

個々の取締役の選任・指名の理由につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第23条第2項をご参照ください。

5.【補充原則4 - 1 - 1】

経営陣に対する委任の範囲につきましては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の3. をご覧ください。

6.【原則4 - 8】

当社は、ガバナンスの充実・強化を目的として独立社外取締役を2名選任しております。なお、会社規模や企業特性を勘案の上、3分の1以上の独立社外取締役を選任することはいたしておりません。

7.【原則4 - 9】

当社の独立社外取締役の独立性基準につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第25条をご参照ください。

8.【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会全体の知識・経験・能力のバランスにつきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第19条および第23条をご参照ください。取締役の選任に関する手続きにつきましては、上記【原則3 - 1】(4)をご覧ください。

9.【補充原則4 - 11 - 2】

各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職状況については、株主総会招集通知ならびに有価証券報告書に記載しておりますのでご参照ください。なお、株主総会招集通知、有価証券報告書は下記URLにてご覧ください。

株主総会招集通知: <https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir/pdf/19198.pdf>

有価証券報告書 : <https://www.daiwa-dp.co.jp/company/ir/financial-info/>

10.【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会の自己評価につきましては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の7. をご覧ください。

11.【補充原則4 - 14 - 2】

取締役に対するトレーニングに関する方針につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第27条をご参照ください。

12.【原則5 - 1】

株主との建設的な対話に関する方針につきましては、大和コーポレート・ガバナンスガイドライン第29条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮 二郎	524,400	9.34
倉敷紡績(株)	292,896	5.21
東京海上日動火災(株)	285,411	5.08
(財)大和文化財団	200,000	3.56
(株)北國銀行	192,240	3.42
河井 英夫	181,200	3.22
(株)北陸銀行	181,180	3.22
清水建設(株)	165,400	2.94
ダイダン(株)	152,848	2.72
株式会社 大市社	144,000	2.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社および上場子会社はございません。その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細川 清悦	税理士											
中村 太郎	他の会社の出身者								○			
浜崎 英明	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細川 清悦	○	○	細川清悦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	細川清悦氏は、財務および会計の高度な専門的知識や税務署長を歴任される等豊富な経験と高い見識を有しており、当社業務執行に適切な助言や監査・監督をいただけるものと考えております。
中村 太郎	○	○	中村太郎氏は、当社との間に特別の利害関係はありませんが、同氏が代表取締役社長である中村酒造株式会社と当社との間には商品仕入取引があります。	中村太郎氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社業務執行に適切な助言や監査・監督をいただけるものと考えております。

浜崎 英明	○	浜崎英明氏は、当社との間に特別の利害関係はありませんが、同氏が専務取締役である株式会社北國銀行は、当社株式を保有しており、かつ当社は同行より借入金があります。	浜崎英明氏は、金融機関における経営者としての企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社業務執行に適切な助言や監査・監督をいただけるものと考えております。
-------	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の求めに応じ、取締役は監査等委員会の職務を補助する従業員として、事案により適切な人材を配置しなければならないものとします。当該従業員は当該業務に従事しなければならないものとし、またその人事について監査等委員会と取締役は協議しなければならないものとしております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
当社の監査等委員会は監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成されております。 監査等委員会は内部統制システムを活用しながら、内部監査部門と連携し、監査業務を執行しております。また、会計監査人とは随時情報交換し、必要場合は助言を求める等、取締役会の職務の執行の監査をおこなっております。 また、重要な会議に出席する他、取締役として取締役会に出席し、意見の陳述や決議への参加を通じて取締役の職務の執行を監督いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
当社は現在、取締役へのインセンティブは付与しておりませんが、今後も引き続き当該事項の導入につき研究・検討をおこなってまいります。
ストックオプションの付与対象者
該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書および事業報告書で事業年度ごとの役員の報酬等の応額を開示しております。2019年度の事業年度にかかる役員の報酬等の総額は77百万円であります。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の決定に係る基本方針については、2021年1月12日開催の取締役会において改定の上、決議しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、短期的な利益に左右されず、企業の持続的な発展を持続するため、固定報酬を基本報酬としています。

取締役(監査等委員である取締役を除く)個人別の基本報酬等の額の決定方針については、総額を定時株主総会の決議の承認を経た範囲内で、月例の固定報酬とし、役割、職責、代表権、在任年数等に応じ、他社を含めた社会的水準、当社の業績、従業員給与の水準も総合的に勘案し決定するものとしております。

個人別の報酬の額の内容については、当社取締役会決議に基づき代表取締役2名に具体的内容の決定について委任するものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長及び代表取締役専務による合議制が最も適していると考えているからであります。尚、この権限が適切に行使されるよう、必要に応じ社外取締役の意見を参考にすることといたしております。社外取締役の意見については監査等委員会等を通じヒアリングできる体制を整えております。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査当委員会等において監査等委員である取締役の協議により、全員一致で、社旗的水準や職責を勘案し、当社基準に基づき、決定しております。

役員の報酬等の限度額につきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額1億7千万円以内を限度として、監査等委員である取締役については同決議に基づく年額3千万円以内を限度額としています。

なお、現在、当社の役員の報酬等は、現金による固定報酬により支給しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は総務部長が担当、また監査等委員会は総務部長および財務部長が担当の上、必要な情報および資料の提供をおこなっております。また、社外取締役から調査等の要望があったときは、担当部門とも連動し、調査の上、担当役員が当該事項を社外取締役に報告する体制といたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社取締役会は年5回以上開催することとし、緊急の場合は書面による承認制度も利用しながら、経営全般の意思決定をおこなっております。

経営会議は取締役会に付議される案件の検討等経営の根幹に関する事項について協議しております。また、当社は社長、本部長、副本部長、および各店運営責任者(店長)による店長会議を原則毎月開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取組について決定しております。

監査等委員会においては、取締役の業務執行の監督・監査をおこなっております。

当社の会計監査人は太陽有限責任監査法人ですが、随時、助言・情報交換等をおこなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2016年5月開催の第100期定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しておりますが、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実が一層図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は法定期限より早期に開示をいたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社であり、集中日と異なる日に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は電子行使による議決権の行使を導入いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに四半期ごとの決算短信含む適時開示情報とその他企業情報を掲載しております。また、コーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書等につきましてもホームページより閲覧が可能となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	案件により担当部門を区分して対応いたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「大和コンプライアンスマニュアル」において永続的な事業の継続によりステークホルダーへの使命を果たすことを明記しております。当社の社会的責任としてのコンプライアンス経営の実現を目的として、株主、顧客、取引先、従業員地域社会等のステークホルダーとの公平・公正かつ透明な関係を維持するよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に配慮した商品・サービスの拡大や資源の再利用を促進するとともに、地域イベント等への積極的な参画により地域貢献に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	財務情報および非財務情報について、関連法令および東京証券取引所の定める規則に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供も必要に応じ行うことといたします。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では内部統制を、経営の有効性・効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、経営に関わる法令の遵守を目的とし、業務が適性かつ効果的に遂行されるために、社内構築され、運用される体制およびプロセスとして認識し、「内部統制システムに関する基本方針」(2016年5月改定・第101期定時株主総会招集通知の事業報告内で開示)により、その具体的概要を規定しております。

当社は、取締役会のもと、経営会議を中心とした経営執行体制により、環境変化に的確かつスピーディーに対応することを基本としております。現在、取締役会は10名で構成されており、うち3名は社外取締役であります。経営会議は社長、専務、本部長、副本部長、常勤監査等委員で構成されております。

当社は監査等委員会設置会社ですが、監査等委員である取締役4名で構成されており、うち3名は社外取締役であります。監査等委員会は内部統制システムを活用した監査・監督体制を採り、企業倫理や法令遵守、企業の健全性等に軸足を置いた監査をおこないます。また、取締役会に出席し議決権を行使する他、重要な会議に出席し、必要に応じ担当部門から報告・説明等情報収集をおこない意見反映が出来る体制を採り、危機管理にも役立てることといたします。

さらに、「コンプライアンス委員会」を設け、社長、専務、本部長、副本部長、内部監査室長、内部統制部長、常勤監査等委員、各店運営責任者(店長)が参画、定期的に開催し、法令遵守、危機管理、内部通報等コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。

加えて企業グループ全体のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、経営戦略本部においてグループ各社の経営状況と課題の掌握を強化し、企業集団としてのコンプライアンス体制の充実を図っております。

また、公益通報者保護制度に関する規定を実施しており、通報窓口および相談窓口設置等、組織体制を整えるとともに、危機管理や危機発生対応の部門として内部監査室、内部統制部、法務担当部門を設置し、法令遵守の徹底とリスク対応に備えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」や「大和コンプライアンスマニュアル」により「反社会的な勢力等との関係断絶」として「不当な介入の排除」や「取引禁止」等を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は、当社の取締役の保身を目的とするものではなく、その導入・継続・運用に際しては、必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保のうえ、適時開示等を通じて株主への十分な説明を行うことを基本方針としております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コンプライアンス・危機管理体制)

当社のリスク管理体制は業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、社長、専務、本部長、副本部長、各店運営責任者(店長)による店長会議において審議・管理しております。

緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながる恐れのある事実が判明した際の危機管理対応は、情報開示を含む対応策を協議し、迅速かつ適性な対応をおこなうこととしております。

また、当社は「コンプライアンス委員会規定」を策定の上、「コンプライアンス委員会」を設置・開催しておりこの委員会活動を中核に全従業員に対する啓蒙活動を実施する等、全社あげてコンプライアンス経営によるリスク管理に取り組んでいます。また、社内窓口・通報窓口として「公益通報者保護法に基づくヘルプライン」を設けて、従業員等から通報・相談を速やかに受け付ける体制を整え、法令違反および企業倫理に反する恐れのある行為の早期発見と未然防止に努めております。

個人情報保護法や景品表示法等の法令遵守については、規定、関連基準、マニュアル等を策定の上、定期的な教育を実施し、全従業員への周知徹底を図っております。

実際の危機発生時には、外部の専門家に対応について相談できる体制も採っております。

(適時開示体制の概要)

1. 基本方針

(1) 証券取引所の適時開示に係る規則・各種法令・フェアディスクロージャールール等に則った適時開示含む情報開示に係る体制を構築の上、適切・適時な開示に取り組んでおります。

(2) 上記適時開示のほか、株主・投資家・顧客・取引先および地域社会のステークホルダーの皆様に対し、各種企業情報をできるだけ積極的にインターネット等各種メディアを通じ情報開示しております。

2. 体制

(1) 企業情報の適時開示に係る統括事務局として経営戦略本部財務部・経営企画部・業務本部総務部が一体となり情報開示における実務に携わっております。

(2) 各店舗・各事業部門および各関連会社から情報を集約できる体制をとり、統括事務局に情報を一元化し、適時開示に係る規則にのっとり、個別案件ごとに開示の要否を判定しております。

(3) 開示する場合、統括事務局は該当事案に係る開示資料を作成し、代表取締役・担当役員の決裁また取締役会決議を経た後で、速やかに開示するものとしております。

(4) 適時開示資料は証券取引所の規則にのっとり作成の上、取引所担当官に事前報告・相談をいたしております。

(5) 決算情報については、経営戦略本部が決算短信等の内容を策定の上、取締役が出席する所定の会議でコンセンサスを経て、取締役会決議の上開示しております。

(6) 内部者取引を防止するため、内部者取引規程を策定し運用しております。

(7) 内部監査室では、適時開示情報の管理・取扱状況を適宜確認しております。

ポ レ ー ト ガ バ ナ ン ス

<内 部>

株 主 総 会

